

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度

株式会社プロケア
ちゃいれつく平戸町保育室

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ちやいれつく平戸町保育室
種別:	地域型保育事業
事業所代表者氏名:	青木 正子
定員(利用人数):	19名
所在地:	〒244-0803 横浜市戸塚区平戸町753-4
TEL/FAX:	045-443-6124
ホームページ:	https://chilec.procare.co.jp/hiradocho/
開設年月日:	2015年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社 プロケア

職員数	常勤/非常勤	常勤:6名	非常勤:7名
	専門職員(名称)	保育士:11名	
		栄養士:1名	
		調理師:1名	

施設状況

保育室:1室	トイレ:1ヶ所
調理室:1ヶ所	事務室:1室
園庭:有	

③理念・基本方針

【理念】
『大地にがっしりと根を張る〈大樹〉になってほしい』
この子らはどんな葉を茂らせ、どんな花を咲かせ、どんな実をつけて人を笑顔にするの
だろう。
子どもたちが〈大樹〉と育つための、その基となる〈根っこ〉を育てるお手伝いをしたい、
そうプロケアは願っています。

【保育方針】
〈こころ〉〈からだ〉〈生活〉の三位一体の保育を目指します。
【こころ】温かい「第二の家庭」を提供し、心の豊かさを育む
【からだ】生活のリズムを整え、食育に取り組み、健やかな身体を育む
【生活】様々な体験を通じて、主体性と協調性を育む

園の保育目標
1, げんきな子
2, おもいやりのある子
3, さいごまでがんばる子

④施設・事業所の特徴的な取組

小規模保育園ならではのゆったりした時間の流れの中で、家庭的な保育を実施しています。平屋の建物で、各クラスいつも顔を合わせながら生活をしているため、常に異年齢での交流を持つことができ、職員全員で子どもたちを見守っている環境です。

【特徴的な取り組み】

- ・連携園に英語講師を雇用しており、週3日英語教室(英語遊び)を実施しています。
- ・毎日リズム運動を行っています。

「リズム運動」

リズム運動は、生まれてから成長する身体の動きが基本となっています。寝返り⇒ずり這い⇒ハイハイ⇒高這い⇒歩行へと進み、金魚・お馬の親子・とんぼのめがねなど親しみのある曲にあわせて体を動かします。ハイハイは骨盤を安定させ、バランス感覚を養い脳の発達に重要な役割があります。また、指先から足先までを全て使う基本の動きであり、人として発達する上での大切な初めの動きになります。体幹づくりや指先への分化を促し、楽しみながら身体を動かしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	契約日：令和4年5月1日	訪問調査日：令和4年11月9日
	評価結果確定日：令和5年1月24日	

受審回数(前回の時期)

- 回(前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1) 毎日のリズム運動で体力や運動機能などの向上を図っています

毎日、職員のピアノに合わせて0歳児から2歳児まで全員でリズム運動を行っています。子どもたちは親しみのある曲に合わせて身体を動かしています。クラスごとに部屋の中央で運動する場面があり、その時は自分が主役の気分になり、子どもなりに身体を動かし表現しています。0歳児も自分のできる範囲で運動をしています。毎日の習慣になっており、子どもたちはピアノの曲がかかると自然に身体が動くようです。楽しみながらバランス感覚や体幹づくり、脳の発達、運動機能向上など体の基礎作りに繋がっています。

2) 縦割り保育の機会を大切にしています

ワンフロアをパーテーションで区切り、それぞれのクラスで子どもたちが安心して過ごせるよう工夫しています。0歳児は3名と少人数で、保育者との関りが深く持て、十分な愛着関係を築ける環境です。0～2歳の小規模園のため、日常的に他の年齢との関わりがあります。毎日行うリズム運動は合同の時間で行っています。違う年齢の子どもたちが順番に部屋の中央で運動し、他の子どもたちは周りで見学します。大きい子の動作を小さな子が観察し、大きな子を手本にしながら、自分の順番を待つことでも学びがあります。少人数なので保育士全員が、すべての園児を知り、保育することを重視しています。

3) 家庭的な保育を職員全員で実践しています

人通りの少ない静かな環境の中、小規模保育園ならではの家庭的な雰囲気の中で保育を行っています。ワンフロアで全クラスが見渡せ、全職員で全園児を保育することを重視しています。職員間のコミュニケーションもよく取れており、できないところなどお互いにフォローし合える関係ができています。栄養士を職員として配置しており、送迎時の保護者からの離乳食や食事などの相談にも栄養士が気軽に応じています。

4) 保育の質の向上のため非常勤職員への研修参加が期待されます

法人では毎月新卒から中堅まで研修が行われています。職員は年度始めに個人別研修計画を作成し、計画的に研修に参加しています。園内研修も毎月実施し、職員の教育・研修に力を入れています。園内研修は全員参加が基本ですが、非常勤職員は外部研修や法人での研修は勤務時間の関係で参加できていません。保育の質の向上を図るためには、非常勤職員の研修計画の作成と業務としての研修参加が期待されます。

5) 地域との連携が期待されます

0～2歳児が対象の施設ということやコロナ禍もあり地域との交流が少ない状況です。社会的資源としての保育園の機能を地域貢献に役立取る取組や地域ボランティアの受け入れ等もなく、地域と関わる機会がまだ多くありません。地域の福祉ニーズを把握することに努め、保育の専門性を生かした活動が期待されます。地域と交流を深めることにより、防犯面や災害時など協力できる関係性の構築も期待できます。地域との交流・関係が持てる取組が期待されます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

事業者名:ちゃいれつく平戸町保育室

初めて第三者評価を受けるにあたり、保護者の皆様にはお忙しいところアンケートにご協力頂きありがとうございました。今回の調査日に向けて準備を進める中で、職員間で改めて自園の取り組みについて振り返ったことは、保育面でも運営面でも気づきや再確認へとつながるとても貴重な機会となりました。

私自身、4月からちゃいれつく平戸町保育室の職員として携わり、より良い保育の在り方を目指しながら試行錯誤をしてきた日々でした。そのような中、私たちが日々取り組んでいる保育・運営に関して第三者としての視点からアドバイスを頂き、園の良さと課題点を知る事ができました。家庭的な雰囲気の中で職員全員で保育に取り組んでいるという良さを評価して頂き、「第2の家庭」を目指している私たちにとってとても嬉しいお言葉でした。

頂いたご意見を真摯に受け止め、今後の取り組みに生かしていきたいと思います。

また、保護者の方に安心して預けて頂けるよう、子ども達に寄り添う保育を引き続き目指して職員一同努めていきたいと思います。

ちゃいれつく平戸町保育室 青木 正子

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

* 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。

* 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

第三者評価結果

1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
---	-----------------------------------	---

【判断基準】

a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。

b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。

c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

- ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- ☐ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
- ☐ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
- ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

法人ホームページには、「子育て支援を通じて社会に貢献する」という使命と保育理念を掲載しています。保育目標は園の玄関と職員室に掲示し、保護者や職員はいつでも確認することができます。園のパンフレットや重要事項説明書にも保育理念・方針を記載して、広く周知しています。職員は入職時研修で学んでいます。保護者へは、見学時や入園時面談において、重要事項説明書に沿って説明しています。さらに、理念、基本方針も玄関や職員室などに掲示し、職員や保護者への周知状況の確認など、継続的な取組が期待されます。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

第三者評価結果

2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
---	---	---

【判断基準】

a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。

c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☐ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☐ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

社会福祉事業全体の動向については法人にて把握しています。定期的に園の保育コスト分析や利用者の推移、利用率の分析を行っています。行政や法人からの通達を職員に回覧して周知に務めています。経営を長期的視野に立って進めていくためにも、園が位置する地域での子どもの数・利用者像、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータをより細かく収集し、地域の特徴・変化を読み取ることが期待されます。

第三者評価結果

3

I-2-(1) -② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

b

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - ☐ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人内の園長会議において、経営や社会福祉事業に関する報告がなされています。法人から受けた内容は必要に応じて職員会議で報告し、周知しています。園の課題については、事業計画に落とし込んで取り組み、必要に応じて改善に向け話し合われています。今後、職員会議でも取り上げ、課題の解決・改善に向けて具体的に取組んでいくことが期待されます。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
 - b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
 - c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。
 - ☐ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

- ☒ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

毎年、法人において社会情勢に合わせた中長期事業計画書が策定されています。園にも送られ、職員に周知しています。中長期事業計画は政府の「新子育て安心プラン」の方針をもとに多様なニーズに応えることとしています。法人の中長期事業計画をもとに園独自の中期計画を作成して職員に回覧し周知しています。職員には回覧周知となっているため、口頭で説明する時間を設けることも必要と考えています。

第三者評価結果

5

I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

b

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- ☐ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- ☐ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園の中・長期計画は法人の中・長期計画を踏まえて策定しています。園の中・長期計画の内容を反映した単年度の事業計画も策定しています。職員体制、入所園児数の推移と特別保育の実施状況、会議・行事・研修等、地域子育て支援事業、苦情・意見等への対応、運営委員会についてなど具体的に示されています。また、運営に対しての課題をあげ、その課題の方策も記しています。中・長期計画の中期計画を1年として設定しているために見直しが必要としています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6

I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
- ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
- ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。
- ☐ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)がされており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>

事業計画は職員会議などでの職員の意見を落とし込んで策定しています。事業計画は職員会議において職員へ説明し、理解を促しています。職員は事業計画の実施状況をあらかじめ定められた時期や手順に基づいて把握しており、変更などは必ず職員間で話し合いが持たれ、職員会議で周知しています。評価の結果、見直しを次年度に活かせるようにするには、さらに工夫した取組が必要と考えています。

第三者評価結果

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

b

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。
 - ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - ☐ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>

事業計画の主な内容は保護者に入園前面談や代表保護者参加の運営委員会で説明をしています。年間行事予定表は保護者の参加を促すために年度始めに配布しています。年間行事予定表はイラストを入れて分かりやすく保護者が理解しやすいように工夫しています。運営委員会は2月に開催されるため、事業計画の説明が事後報告となっています。年度始めに全保護者に向けて事業計画について分かりやすく周知することが期待されます。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

第三者評価結果

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

職員の自己評価や保護者満足度調査、行事後保護者アンケートを実施し、それにもとづいて運営面や保育の内容に関する見直し・改善を重ねています。毎年、園長とエリアマネージャーによる内部監査を実施し、問題点を洗い出し、職員会議で改善に向けて話し合っています。自園だけでなく系列園同士で、監査で助言を受けた内容の共有を行い、保育の内容の見直しを実施しています。保育の質の向上に向けて、今年度より第三者評価を定期的に受審する方針です。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ☐ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☐ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

毎年園の自己評価を実施しています。項目ごとの自己評価を分析し、取り組むべき課題については職員会議などで職員と共有化を図っています。職員会議では課題の改善策を話し合い、改善に繋げています。改善についてはその都度話し合っていますが、改善実施計画を立てて計画的に実施されることが望めます。中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映するなど継続的な取組が期待されます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
 - ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
 - ☒ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は自らの方針や取組について、職員会議で示しています。運営規定に園が保育・教育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容を記載しています。小規模園のため主任保育士の設定はなく、園長不在時の対応や各職員の役割について周知していますが十分でなく、職員の理解を得る取組が期待されます。

第三者評価結果

11

Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- ☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- ☐ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- ☐ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は遵守すべき法令を理解し、業者との取引の際は、他社との相見積りを取り価格が低い業者を優先するなど、公平な関係を保つようにしています。働く上で職員同士の関わりの中でハラスメントが起きないように園内研修も行っています。園長は法令順守の観点での経営に関する研修に参加していますが、職員に伝えていくことが期待されます。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12

Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- ☐ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- ☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- ☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

<コメント>

園長は保育士作成の週日案、月案、年間指導計画に必ず目を通し、定期的、継続的に評価・分析を行い、次の計画の作成に繋げるなど保育の質の向上に取り組んでいます。月に1回、園内研修の場を設け、職員間の知識交換や共通認識を持って保育に臨めるようにするなど、職員の質の向上に務めています。さらに園長は、保育の質の課題改善に向けて、指導力を発揮することが期待されます。

第三者評価結果

13

Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
 - ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

<コメント>

園長は経営の改善や業務の実効性の向上に向けてリーダーシップを発揮して取り組んでいます。必要に応じて人員配置を考え、職員の働きやすい環境作りを工夫しています。業務を工夫して、就業時間内に書類作成や制作物の時間を確保するなど、残業削減に務めています。職員の有給取得率を把握し、取得を勧めるなど平均取得率が高まるようにしています。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14

Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
 - ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
 - ☐ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
 - ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

必要な人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針が確立しています。必要な人員体制に基づく人材確保については、法人において採用活動を行っています。また、法人における研修も充実しており、職員の学びの意欲につながっています。園長会議でも人材育成について話し合われています。処遇改善Ⅱにおける各職務リーダーを任命し、職員の専門性を高めています。勤務時間の関係で非常勤職員の研修参加が難しい状態なので、人材育成の観点からも改善が期待されます。

第三者評価結果

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

b

【判断基準】

a) 総合的な人事管理を実施している。

b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。

c) 総合的な人事管理を実施していない。

- ☐ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- ☐ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- ☐ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- ☐ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができてい

<コメント>

人事規程により採用、配置、昇進・昇格などに関する人事基準が明確に定められ、職員に周知されています。昇任・昇格基準や給与基準は明確にされ、福利厚生等その他労働条件も整備されています。職務別目標管理シートや個別研修計画表により、職員の育成に努めています。また、自己評価や年3回の園長面談で、各職員の意見や今後の意向を確認する機会を設けて人事管理を行っています。人事考課表で、一定の人事基準に基づき評価する仕組みもあります。職員が自ら将来の姿を描くことができるようなキャリアパスの明確化が求められます。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

a

【判断基準】

a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。

b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。

c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

園長は職員の就業状況や意向の把握などに基づく労務管理をしています。有給休暇を取りやすい環境や体制の構築に努め、働きやすい職場づくりに取り組んでいます。法人内に職員の悩み相談窓口を設置しています。また、園長は日ごろからコミュニケーションを大切に、職員の悩みなどに耳を傾けています。勤務のシフトも家庭の事情などを可能な限り考慮して調整し、安心して働ける環境の提供に努めています。特に非常勤職員の勤務等については面談を通じて意向を確認し、希望に沿うようにしています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☒ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

<コメント>

園長は定期的に面談を実施し、各職員の目標設定を確認しています。人事考課表で職員の目標を具体化して下期には見直しを実施しています。園長は設定された定期的な面談以外でも必要に応じて職員育成のための指導やサポートをしています。

第三者評価結果

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

- ☐ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- ☐ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

<コメント>

法人において、年間の会議や研修計画を策定しています。会議は園長会議、全国施設長研修、給食会議、看護師会議、研究課題ごとの部会となっています。毎月新卒から中堅までの研修があります。職員は年度始めに個人別研修計画を作成し、計画的に研修に参加しています。毎月園内研修も実施し、職員の教育・研修に力を入れています。職員の教育・研修に関する基本方針や研修計画の中に、必要とされる専門技術や専門資格が明示されていません。専門技術や専門資格、期待する職員像の明記が期待されます。

第三者評価結果

19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
----	-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

- ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- ☐ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

法人では、階層別、職種別、テーマ別研修や新卒フォローアップ研修を用意しています。職員は個人別研修計画を作成し、適切な研修を受講しています。月1回園内研修を行っていますが、外部研修で学んできた内容を園内研修で講義してもらうこともあり、職員間の知識の共有に努めています。園内研修は全員参加が基本です。非常勤職員は勤務時間の関係で、研修の受講が難しいようです。非常勤職員も含めた職員一人ひとりが教育・研修の場に参加できるような配慮が期待されます。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
----	---	---

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
- ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- ☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
- ☐ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

現在まで実習生の問い合わせが無く、小規模園であるために実習生の受け入れ実績を作るのも難しい状況です。マニュアルはありますが、担当者が不明です。これまで受け入れの実績はありませんが、今後いつでも受け入れが可能なように、体制を整備することが期待されます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☐ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
 - ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
 - ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

ホームページやパンフレットに、法人や園の保育理念や保育方針を掲載しています。ホームページに、地域に向けて体験保育や育児相談、園見学について記載しています。また、苦情解決記録として苦情と解決の内容を公表しています。しかし、事業計画や事業報告は公開されていません。運営の透明性の確保という観点からも園の事業計画や事業報告、財務情報を適切に公表されることが期待されます。

22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - ☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - ☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

内部統制規程や運営規程には、園における事務、経理、取引に関するルールが定められ、また、職員の職種や職務内容が記載され、職員に周知しています。経理マニュアルにより、適正な経理管理方法やルールが決められており、マニュアルに沿って対応しています。法人の経理による内部監査も毎年行われています。法人では、税理士による財務状況の適正な監査支援が行われています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
- ☐ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。
- ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

地域との関わり方について、基本的な考え方を事業計画や全体的な計画の中で明記しています。園の玄関には、活用できる社会資源として療育センターや病児保育室のパンフレットを置き、保護者に情報提供しています。散歩の時には近所の方と挨拶をかわしています。いつも外に出てきて積極的に声をかけてくれる方もいます。園児が育てた野菜を近所に配ったり、七夕飾りの笹を近所の方から分けてもらうなどの交流があります。近隣の保育園や提携の保育園とも交流があります。コロナ禍のため、地域の行事や活動への参加は控えています。

第三者評価結果

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
----	--	---

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

- ☐ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☐ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☐ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☐ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☐ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

ボランティア等を受け入れができる体制が整っていません。コロナ禍の状況を見つつ、今後検討していく予定です。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

第三者評価結果

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

b

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
 - b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
 - c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
 - ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
 - ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
 - ☐ オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
 - ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

地域の関係機関や団体についてリストを作り、職員会議において説明し、職員間で情報共有しています。地域ケアプラザや療育センターと連携しています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応については、園内で情報共有し、区役所や児童相談所など関係機関と連携を図っています。園長は区園長会に参加して地域の状況などの情報収集を行っています。現在療育センターに通っている子どもはいませんが、療育センターの巡回を依頼しています。なお一層の連携が期待されます。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26

Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

b

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
 - b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。
- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
 - ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
 - ☐ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

＜コメント＞

保護者や民生委員参加の運営委員会での意見交換や保護者の園見学時の対応などにより、地域の福祉ニーズの把握に努めています。市や区のホームページを見て検討したり、区園長会に参加して地域の具体的な福祉ニーズの把握をしています。地域住民に対して、子育て相談などを行ない、ホームページやパンフレットでお知らせしていますが、さらなる周知への工夫が期待されます。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ☐ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - ☐ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ☐ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - ☐ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - ☒ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

＜コメント＞

被災時には、福祉的な支援を必要とする人々や住民の安全・安心のための備えとして、必要な備蓄品の備えをしています。園が有する専門的な情報を生かし、子育て相談支援事業や子育て支援サークルへの支援など、地域の保護者や子どもが自由に参加できる多様な機会の提供や生活に役立つ講演会の開催など取組の検討が期待されます。それらの取組を通して、地域の福祉ニーズを把握することも期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

第三者評価結果

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☐ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。

- ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
- ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
- ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
- ☐ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

園の理念や基本方針に子どもを尊重した保育の実施について明示し、園の基本姿勢としています。毎月の職員会議では、基本姿勢を確認し、クラスの振り返りを共有したり、園内研修で共通の理解を持つように取り組んでいます。法人主催の研修においても、子どもへの声掛け、ジェンダー、虐待防止、プライベートゾーンなどの子どもの人権についての研修を年に数回に分けて開催しています。外国籍の保護者に配慮し、丁寧に対応しています。子どもを尊重した保育に関する「倫理要綱」や規程のなどの策定が期待されます。

第三者評価結果

29 III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
 - b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
 - c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
- ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアルを整備しています。園外から園内が見えにくいように外側には植物をあしらった塀を設け、着替えの際にはカーテンをしたり、パーテーションを利用するなどプライバシーに配慮しています。ホームページなどに子どもを載せる際は保護者の同意を得ています。毎年法人では子どものプライベートゾーンの研修を開催しています。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

b

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。

- ☐ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- ☒ エ 見学等の希望に対応している。
- ☐ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

利用希望者に対する園の情報提供については、園のホームページや区役所の保育園紹介コーナーに写真などを多用した分かりやすい資料を提示しています。コロナ禍前まではパンフレットは区役所など多くの人が入手しやすい場所に置いていましたが、現在は感染症対策のため、配置できていません。園の利用希望者については、個別に対応し、園見学ではパンフレットを見ながら丁寧に説明し、リズム運動など子どもたちの保育の様子を見てもらっています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 - b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 - c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園説明会は個別に開催し、「重要事項説明書」に沿って、園の保育理念・保育方針・保育目標、保育内容、留意事項などについて具体的に分かりやすく説明しています。保護者の意向や質問を確認し、「重要事項説明同意書」などの提出を依頼しています。日本語理解が難しい外国籍の保護者には、通訳機を使うなどの工夫をしています。また、職員が事前にその言語の書類を作成して伝えるようにするなど、保護者の状況に合わせて対応しています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
- b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。

- ☒ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

転園について、保護者や転園先の保育所から要請があった場合は、保育の継続性に配慮して、必要な情報について共有できるようにしています。園は3歳未満の子どもを対象としているため、卒園後は提携園への優先入所の枠を設け、保育の継続性に配慮しています。園の利用が終了した時に子どもや保護者に対し、その後相談する場所として園を活用できることを口頭で伝えていますが、文書の作成までには至っていません。閉園等時間外でも、園の固定電話から園長の携帯電話に転送され繋がる仕組みになっています。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

第三者評価結果

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足度の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
 - b) 利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足度の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
 - c) 利用者満足度を把握するための仕組みが整備されていない。
- ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
 - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
 - ☒ エ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 - ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

年1回、利用者満足度アンケートを実施し、要望や意見の把握に努めています。また、行事後アンケートや個人面談、保育参観、懇談会などでも保護者の意見や要望を聞いています。園長は利用者満足に関する担当者として、職員会議で把握した結果を分析、検討しています。良い意見に対しては継続して実施し、要望に対しては検討して対応方法を変えています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

b

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

- ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- ☐ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
- ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

重要事項説明書に、「ご意見・苦情・相談について」として記載し説明しています。受付担当者は保育士で解決責任者は園長です。第三者委員2名を設置し、横浜市福祉調整委員会事務局の連絡先も記載し、保護者に周知しています。玄関に意見箱も用意しています。苦情内容については記録に残し、検討内容や対応策は保護者等にフィードバックしています。苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで苦情解決記録として苦情と解決の記録を公表しています。玄関など目につく所に苦情解決の仕組みを掲示して周知することが望まれます。

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
 - b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
 - c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
- ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☐ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

連絡帳でのやり取りや日ごろの登降園時の保護者とのコミュニケーションを大切にしています。入園説明会や個人面談、懇談会で、いつでも相談や意見を受ける旨を伝えています。相談や話し合いがある場合は時間を取り、保育室の一部で対応しています。相談内容によっては事務室を空けプライバシーに配慮して対応しています。意見や要望、提案をいつでも受け付けることを掲示し周知することが望まれます。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☐ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☐ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

保護者とは日頃からコミュニケーションを大切にし、意見などを言いやすい環境づくりに努めています。保護者から相談を受けた際は園長、担任、その他の職員と共有して早急に対応しています。保護者満足度調査アンケートや各行事後の保護者アンケートでの意見は検討、分析され改善課題を明らかにし、保育の質の向上に役立てています。保護者からの意見や要望、提案などへの対応について、仕組みを確立するためのマニュアルの策定が望まれます。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

b

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ☐ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

事故発生時の対応と安全確保について事故防止対応マニュアルを整備し職員に周知しています。年2回事故防止チェックリストによる点検を行い、安全確認をしています。職員は、法人で実施する事故、怪我、応急手当対応などの危機管理研修に参加して安心安全な保育に努めています。法人の安全推進室からの安全情報や他園の事例などを回覧して情報共有し、職員会議でも話し合っています。ヒヤリハット報告・事故報告では、要因分析と改善策・再発防止の検討・実施がなされています。リスクマネジメントに関する会議の設置が期待されます。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
--	---

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☐ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

感染症防止・衛生管理マニュアルを整備し、職員は定期的に手順などを確認しています。感染症発生時には、職員や保護者へアプリの配信で周知し、注意喚起を行っています。日々の園内清掃や玩具、絵本などの念入りの消毒、手洗い、室内の温度・湿度・換気管理など適切な保育環境を整えています。園内外の研修に参加して救急対応について学んでいます。感染症予防や安全確保に関する定期的な検討や勉強会の開催が期待されます。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
--	---

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

防災・災害対応マニュアルを整備し、毎月地震や火災になった場合を想定した避難訓練を実施しています。避難場所である小学校への避難訓練や保護者への引き渡し訓練を実施しています。災害時の避難道具や備蓄などの定期的な見直しや補充もしています。災害時の職員の安否確認はアプリケーションを使用して実施し、職員向けの訓練も定期的に行っています。事業継続計画(BCP)を作成し、災害時の園の継続に向けての対策を講じています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。

- ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- ☐ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- ☒ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- ☐ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
- ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

標準的な実施方法で、各クラスの保育開始時間から終了時間まで時系列での具体的な働きかけと、配慮事項が示されていますが、プライバシーの保護や権利擁護に関する姿勢について明示されていません。職員は定期的な園長との面談時に、保育実施に関する助言を受け、今後の課題について話し合うことで改善につなげています。今後は標準的な実施方法に基づいた保育が実施されているかどうか、確認する仕組みの構築が望まれます。

第三者評価結果

41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

- ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
- ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
- ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

園独自のマニュアルに関しては、現場の状況に応じて改定するようにしています。毎月のクラス会議や全体会議を利用して職員間で話し合いを実施し、募った意見の中でより良いと思われる方法を、日々の保育実践に反映するようにしています。また送迎時における保護者との対話の中で、ヒントや意見があれば、会議で共有し、改善につなげるようにしています。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。

- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
- ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- ☐ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
- ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
- ☐ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
- ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

指導計画策定の責任者は園長です。入園時に一人ひとりの生活状況や健康状態を把握し、保護者のニーズを聞き取り、指導計画へ反映しています。入園後の個人別月案は、日々の子どもの成長や発達状態を中心に、保護者とのコミュニケーションからニーズや意見を取り入れ、クラス会議での検討を経て作成しています。計画の作成にあたり、今後は他職種などの意見を取り入れるなど、より多角的な視点からの意見を指導計画に反映することを期待します。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

- ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
- ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画を見直す際には、クラス会議の場で、一人ひとりの子どもの成長や発達状態を踏まえ、前回のねらいがどのように達成できたのか、また新たな課題があるとしたらどのようなものなのか、評価、考察を重ねています。担任が取りまとめ、次月に取り組む案となるベースを組み立てていきます。出来上がった月別指導計画を保護者が確認し意向を聞いた上で、同意と承諾を受けています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。

- ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
- ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
- ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

子どもの発達状況や生活状況、指導計画にもとづく保育の実施状況を、保育所が定め統一した様式である、「発達経過記録」に記録しています。記録する職員によって記録内容や書き方に差異が出ないように園長が適宜、指導しています。毎月のクラス会議や全体会議、文書の回覧などで情報共有し、議事録を残しています。ICT化でコンピュータネットワークや記録ファイルを通じてデジタル情報を扱う際は、フォルダにパスワードをかけるなどして漏洩に備えています。

第三者評価結果

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。

- ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
- ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

個人情報保護規定により、子どもの記録の保管、廃棄、情報の提供に関する規定を定めています。園長が記録管理を担っており子どもの個人情報にかかわる書類は鍵のかかる書庫に保管しています。書き損じたり不要になった書類は直ちにシュレッダー処理をし、不要な個人情報を保管しないようにしています。個人情報の取り扱い方に関しては入職時に全員が研修を受けることになっています。また、保護者に対しても個人情報取り扱いの書面を配布し同意を得るようにしています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成

第三者評価結果

A1	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b
----	---	---

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☐ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

保育所の理念や保育の方針は、全体的な計画の中や園のパフレット、ホームページで明示しています。全体的な計画は保育所の理念、保育の方針目標に基づき作成しています。保育内容は「大地にがっしりと根を張る<大樹>に育つ」を理念として保育目標を掲げ、子どもの発達過程を踏まえながら、保育方針や保育目標を掲げて作成しています。全体的な計画をもとに年間の指導計画や月案、週案など、より具体的に落とし込むことで日々の保育に生かしています。実際に保育に携わる現場の職員が全体的な計画の策定に参画していくことが今後の課題としています。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

第三者評価結果

A2	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
----	--	---

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
 - b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
 - c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。
 - ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。

- ☐ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

フロアには3台の加湿器兼空気清浄機を設置し、湿度50%を使用の目安にして冬場の感染症に気を配っています。玄関門扉のブロックは面取り加工を施し、玄関ドアにはジャバラ型番式をつけて指挟みを防止しています。午睡用のベッドは定期的に消毒作業を実行して清潔を保っています。子どもが食事や作業をし易いように牛乳パックで作ったブロックでイスの高さ座面の高さを調節する工夫をしています。保育室のスペースが限られているため、ゆったりと落ち着ける場所の確保は難しいのですが、パーテーションなどを利用し、子どもが隠れたりホッとできるコーナーを作っています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

b

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
- b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
- c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。

- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
- ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
- ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
- ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
- ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
- ☐ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

子どもの発達と発達過程は「発達経過記録」に記録し、家庭環境から生じる一人ひとりの個人差を把握した上で個別指導計画を作成しています。月のねらいの中でも子どもの気持ちを受け止め、気持ちに寄り添うことができるよう、一人ひとりに配慮した言葉掛けを行っています。また、標準的な実施方法が示されているデイリープログラムでは、一人ひとりの欲求、要求を受け入れ、目の高さや心に合わせて対応するよう保育者の働きかけと配慮方法が定められています。日々の保育も中で思わず急かしたり制止したりする表現が出てしまった時は、気づいた近くの職員がフォローしカバーしています。その後、園長が職員に事情を聞きながら指導をするようにしています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助に努めています。棚は玩具の取り出しや片付けが自分でし易いように、子どもの目線に合わせて設置し、それぞれの棚に写真を貼ることで、何があるか視覚的にわかるようにしています。一人ひとりの子どもに自分専用のマークやキャラクターがあり、自分の物が区別できる工夫をしています。自分でやろうとする気持ちを大切に、できた時は一緒に喜びながら一步一步進んでいます。職員は基本的な生活習慣の習得にあたり強制する言葉が出ないように努めていますが、そのようなやり取りが生じた場合は、気づいた職員同士でフォローするようにしています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

保育室の玩具棚や絵本箱は子どもの目線に合わせて設置し、好きな玩具や絵本を子どもが自分で選び、取り出せるようにしています。絵本は読み込めるように意図的に数を限定し、毎月全部を別の絵本に入れ替えるようにしています。園の近隣は公園も多く、子どもたちが行きたい公園を自分たちで決めることもよくあります。散歩のときに近隣の住民に手を振ったり、挨拶や会話を交わしたりと、小さな社会体験も積んでいます。生まれてからの成長過程で行う「寝返り→ずり這い→ハイハイ→高這い→歩行」といった、基本的な身体の動きを中心にしたリズム運動は、楽しく体を動かすだけでなく、自分の順番を待つといったルールを守ることなども身に付けています。

第三者評価結果

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係（情緒の安定）が持てるよう配慮している。
 - ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

<コメント>

適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しています。乳児保育において養護と教育が一体的に展開されるように適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮をしています。0歳児が興味と関心を持つことができる、手作りのおもちゃを配置しています。0歳児保育において重要な愛着関係をしっかりと構築できるように、表情を見て十分に甘えを受け止めることや、一対一のスキンシップを大切にしています。月齢や個人差により午睡時間や離乳食を調整しながら、一人ひとりの快適な保育を目指しています。家庭との連携を重要視しており、例えば栄養士に直接、離乳食の相談ができたり、日々の成長を保護者と一緒に喜び合っています。

第三者評価結果

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☐ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの中立ちをしている。
 - ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

<コメント>

1歳以上3歳未満の保育において、養護と教育が一体的に展開されるような環境整備に努めています。一人ひとりの状況に応じて、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重しています。例えば食が細かい子どもに自信をもたせたい場合に、2つに分けて小さく盛り付け、1つ目を食べたときに「食べられたね」と一緒になって喜び、「2つめも食べられそうだ」と子ども自身の気持ちが向くような関わりを持っています。1つの保育室をパーテーションで区切って使っているため、他のクラスに自由に行き来することができます。別のクラスに興味が出たら交わってそのまま遊ぶこともあります。今後の目標として戸外での探索活動が十分に行えるように整備していきたいとしています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

c

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☐ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だち
と協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を
整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☐ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

<コメント>

0～2歳児施設のため、該当しません。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の
内容や方法に配慮している。

b

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、
十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☐ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☐ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画
と関連づけている。
- ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得てい
る。
- ☐ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取
組を行っている。

<コメント>

園の入り口は少々の階段があるものの、隣接駐車場からのアプローチでスロープから玄関に行く事ができます。フロアはバリアフリーになっています。現在、障害のある子どもは在籍していないため、個別計画の作成は行っていませんが、障害児の保育に関する研修を受けるなどして体制づくりを進めています。園外の研修に参加して得た知識は、園内で他の職員に共有しています。年1度療育センターの巡回訪問がある時に、配慮を要する子どもに、どう関わっていくべきかの助言を受けています。また、巡回訪問で得た情報は保護者にフィードバックするようにしています。園で障害児を受け入れることが可能であることや、それを必要とする保護者に知ってもらえるよう、何らかの働きかけをしたいとしています。

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引き継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

＜コメント＞

それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法の配慮に努めています。年間指導計画に在園時間の長くなった子どもへの配慮について記載しています。保護者の迎えを待つ間に、少しの補食や水分を取りますが、何をどのくらい食べたのかを保護者に報告しています。合同保育では年齢を超えた交流ができるようにしています。遅番職員への引き継ぎは、連絡ノートを用いて必要な情報を伝え、延長保育時の子どもの体調や変化については翌日の朝礼で情報共有しています。

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

第三者評価結果

c

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
 - b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
 - c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
- ☐ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
 - ☐ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☐ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
 - ☐ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
 - ☐ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

0～2歳児施設のため、該当しません。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
 - ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

SIDSマニュアル、アレルギー対応マニュアル、感染症対策マニュアルなどを作成し、子どもの健康管理を適切に行っています。入園時に詳細な健康調査票が保護者から提出され、職員全員が子どもの健康状態を把握できるようになっています。年1回の保護者面談時や月1回の保健だよりで乳幼児突然死症候群についての情報を保護者に伝えています。午睡時には光るタイマーを活用し0歳児は5分毎に、1歳児は10分毎にチェックを行い、プレスチェック表に記録しています。連絡ノートを活用し、一人ひとりの子どもの体調と変化を職員間で共有し、保護者連絡帳で園と家庭での体調や様子を互いに把握できるようにしています。毎月保健だよりを発行し、けがや体調を崩したときの応急処置など、様々な情報を提供しています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
 - b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
 - c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
- ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

<コメント>

健康診断、歯科健診の結果を保育に反映しています。年間保健計画を作成し、年2回嘱託医による内科健診と歯科健診を行い、健診の結果は健康台帳に記録しています。健康台帳は職員会議で情報共有され、職員はいつでも必要なときに閲覧できるようになっています。健診前に保護者からの心配事があれば嘱託医に伝え、それに対する回答を保護者に伝えるようにしています。健診の結果は送迎時に書面と口頭で保護者に報告をしています。健康診断の結果をもとに、栄養目標量を見直し、献立作成時に情報を活用しています。また健康台帳に記録された数値から発育曲線をつけ健診時に提出をしています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

b

【判断基準】

a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。

b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。

c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。

- ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
- ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
- ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
- ☐ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

<コメント>

医師の診断や生活管理指導票の内容に基づき「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に則した適切な対応を行っています。食器やトレイはアレルギー児専用の物を使用し、配膳を担当する保育士のエプロンや三角巾に目印をつけ、配膳ミスが無いように工夫しています。また、食材を提供する際は給食調理職員と園長、アレルギー食配膳担当職員の3名で指差し確認をするなど、多重のチェックを行っています。また、布巾やバケツをアレルギー専用のもとし、アレルゲンへの接触を防いでいます。今後の取組として、アレルギー以外の子どもや保護者に対しても理解を図りたいとしています。

A-1-(4) 食事

第三者評価結果

A15

A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。

a

【判断基準】

a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。

b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。

c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

食育年間指導計画を作成し、子どもたちが日々の食事を楽しむことができるように工夫しています。毎月1回「クッキングの日」を設け、キノコを裂いたり、トウモロコシを剥くなど直接食材に触れ、食への関心が持てるような機会を設けています。2才児が近くのホームセンターに苗を買いに行き、プランターで育てた野菜を給食で食べるなど、楽しく食べられる取組を行っています。成長に合わせてスプーンの形状を少しずつ変えています。イスの背もたれに牛乳パックで作った補填具を使うことで、安定した姿勢を保ち、食べやすくしています。栄養士は保護者からの食事や栄養に関する質問や相談に応じ、個々の成長や状況を踏まえて適切なアドバイスをしています。

第三者評価結果

A16

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。

a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
 - b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
 - c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
 - ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
 - ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
 - ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
 - ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
 - ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
 - ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

離乳食マニュアル、食育マニュアル、食品衛生管理マニュアルなどを作成し、安心して食べることのできる食事提供に努めています。献立は系列の認可園で作成したものを共有しており、毎月合同で行われる栄養士の給食会議で、メニューの改善点や提案などを話し合っています。食事時には調理担当者がフロアに入り、子どもたちの喫食状況や人気メニューなどを知ること、献立の改善に繋がっています。子どもの人数が少ないため、調理担当者は行事食の盛り付けには一層の手をかけて工夫し、子どもたちが楽しめるものになるよう努めています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
-----	---	---

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
- b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。

- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
- ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
- ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
- ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

保護者とは毎日の連絡帳や、送迎時の対話のなかで、子どもの日々の様子や成長を互いに共有しています。年1回の秋の個人面接と年2回の懇談会(今年はZOOMで開催)で保育の意図や内容について、理解を深める機会を設けています。育児コミュニケーションアプリの日記・フォト機能を活用し、日常の保育の様子を保護者に伝えています。また、希望者には保育中に撮影した写真販売も行っています。親子遠足や保育参観、発表会など保護者が保育を直接見ることができる機会を設けています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。	a
-----	------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
- b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
- c) 保護者が安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。

- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
- ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。
- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

保護者が安心して子育てができるように支援しています。日々のコミュニケーションを通じて信頼関係を築けるよう、保護者の表情や様子などから推察し、職員の方からさり気ない声かけができるよう気遣いを大切にしています。個別の相談内容は成長面、生活面、栄養面に関することが多く、保護者から相談があったときは、プライバシーを確保できる環境で落ち着いて話しができるようにしています。相談内容は、個別相談記録に残しています。相談の内容によっては専門職に繋げるなどして、育児に関しての心配事・問題解決を支援しています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
 - b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
 - c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
 - ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
 - ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
 - ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
 - ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
 - ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
 - ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

着替えやトイレの時などに子どもの心身の状態を確認しています。園の運営規定には「虐待防止のための措置」があり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待防止等に関する法律の規定に従い、戸塚区子ども家庭支援課・児童相談所など、適切な機関に通告することになっています。職員は入職時研修で子どもの権利擁護について学んでいます。実務については研修計画を立て、研修への参加を促しています。研修で得た知識は、受講した職員が他の職員に伝達して共有しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
 - b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
 - c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）に取り組んでいない。
- ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り（自己評価）を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。

- ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
- ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
- ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
- ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育士が主体的に自らの保育実践を振り返り、保育実践の改善や専門性の向上に努めています。日々の保育では、職員会議、クラス会議などにおいて職員間で保育の振り返りと話し合いを行っています。保育士一人ひとりの自己評価は年2回の人事考課実施時に、定められたチェック項目に従い定期的に行うことになっています。自己評価の項目は多岐にわたった要素を網羅しています。その後に提出された自己評価の書類をベースにして面談を行い、今後の改善すべき課題や、出来てはいるが、よりステップアップを考察した振り返りを行っています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵠沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323

A solid pink horizontal bar spanning the width of the page at the bottom.